

## 第27回 光市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成28年9月13日(火) 午前9時30分から10時30分

2 開催場所 光市役所大和支所 第2会議室

3 出席委員(22人)

1番	林	敏文
2番	河村	明
4番	埤田	定
5番	林	清市
6番	繁本	武紀
7番	神田	公司
8番	大嶋	順子
9番	上野	政之
10番	城	俊治
13番	田村	浩昭
14番	西岡	宏道
15番	久保田	等
16番	小田	博
17番	宮内	昭寿
18番	松浦	信行
19番	藤本	準一
20番	藤井	訓志
21番	弘田	靖
22番	林	節子
23番	山本	忠男
24番	吉原	則行
25番	田村	耕一(会長)

4 欠席委員(3人)

3番	熊野	茂公
11番	中邑	照司
12番	杉尾	正

## 5 議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

### 第2 会議書記の指名

議案 第1号 農地法第3条許可申請に対する許可決定について

議案 第2号 農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について

議案 第3号 農地法施行細則第6条事業計画変更承認申請に対する承認について

議案 第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について

報告 第1号 農地法第4条転用届出に係る局長専決処理について

報告 第2号 農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について

報告 第3号 非農地証明について

## 6 農業委員会事務局職員

事務局長 國本 正和

農地係長 川村 彰

農政振興係長 松原 耕二

議長

みなさんおはようございます。

只今から第27回農業委員会総会を開会します。

本日の総会にあたり、3番 熊野 茂公 委員、11番 中邑 照司 委員、12番 杉尾 正 委員 より欠席の連絡がありましたので御報告いたします。

本日の出席委員は22名で定足数に達しており、総会は成立しています。次に、光市農業委員会総会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(なしの声)

議長

それでは、本日の議事録署名委員は、5番 林 清市 委員、6番 繁本 武紀 委員 をお願いします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の松原係長を指名いたします。

それでは議事に入ります。

事務局

総会議案の1ページをご覧ください。

議案第1号「農地法第3条許可申請に対する許可決定について」をご説明します。

今月の申請は1件でございます。

では番号の1番をご説明いたします。

別紙「位置図」、第3条の番号1をお開きください。

議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

申請のあった土地は、大字浅江地内にあり、地目は畑、面積が136㎡の自作地です。

譲渡の事由ですが、譲渡人が遠方で生活しているため、将来的に管理は難しいと考えていたところ、当該地と自宅が隣接している譲受人が、経営規模の拡大、特に野菜作りを充実させたいという話を聞いていたため、双方話し合いの結果、売買による所有権の移転を行うこととなったものです。

では、農地法第3条第2項、各号の農地の権利移動の制限に関する判断について検討した結果を説明します。

まず、第2項第1号の「全部効率利用要件」についてですが、農機具の保有状況や農作業に従事する家族の状況等から見て、新たに所有する農地を含め効率的に耕作を行うことが認められると考えます。

続いて第2号の「農業生産法人以外の法人の規定」ですが、本件は個人の権利取得ですので適用はございません。

続いて第3号の「信託要件」についてですが、信託ではないので適用はございません。

続いて第4号の「農作業常時従事要件」についてですが、営農計画書から譲受人の家族は耕作に必要な農作業に常時従事できる見込みであると考えます。

続いて第5号の「下限面積要件」ですが、本市の下限面積要件である30アールは充分満たしており問題ないと考えます。

続いて第6号の「転貸禁止要件」についても、該当しないと考えます。

続いて第7号の「地域調和要件」ですが、営農計画書から見て、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のとおり、農地法第3条第2項各号に該当するものはありませんので、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、この件につきましては地区担当の田村会長に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

以上で、事務局からの説明を終わります。

25番 今、事務局から説明がありましたとおりで、地区担当としては特に問題ないと考えております。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

事務局

つづきまして議案第2号「農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について」です。議案の1ページをご覧ください。

今月の申請は1番から2番の2件でございます。

では番号の1番をご説明いたします。

別紙「位置図」、第5条の番号1をお開きください。

議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

本件は、売買による農地の所有権の移転に伴う転用許可申請となっております。

申請者は、譲渡人は大字三輪の方で、譲受人は大字岩田在住で主に上下水道設備関連の事業を営む方です。また、申請のあった土地は、大字岩田地内にある農地で、光市役所大和支所から南西約700mに位置し、付近は別紙「位置図」のとおりです。地目は畑、面積が689㎡の自作地です。ここを転用し、譲受人が手掛ける事業に伴う資材置場として利用したいとのことで申請が出されたものでございます。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

まず「農地の区分」ですが、申請地は都市計画法での未線引都市計画区域にある農地で、第1種中高層住居専用地域に用途指定されており、農地法施行規則第44条第3号該当により「第3種農地」と考えます。

また、転用の目的は資材置場ということであり、「転用目的」についても特に問題ないと考えます。

続きまして、「資力及び信用」についてですが、自己資金を活用することです。預金残高から資力は十分にあることを確認しておりますので、適当であると考えます。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地台帳によると貸借等の関係もなく、該当しないと考えます。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、許可後から2年以内に完了する計画となっており、確実であると考えます。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、該当しないと考えます。

また「一体利用地の利用見込み」についても、該当しないと考えます。

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、事業計画書や土地利用計画図等から判断し、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、資材の保管のための4㎡程度の倉庫のほかは規模の大きな建物の建設は

ないため、隣接農地の日照・通風等については問題ないものと考えます。  
検討事項についての説明は以上でございます。

なお、この件につきましては地区担当委員の弘田 靖 委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

議長 弘田委員、補足説明をお願いします。

21番 今、事務局から説明がありましたとおりで、地区担当委員としては特に問題ないと考えております。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。議案第 2 号の 1 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 2 号の 1 番は原案のとおり決定いたしました。

事務局 続きまして、番号の 2 番をご説明いたします。

別紙「位置図」、第 5 条の番号 2 をお開きください。

議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。本件は農地の使用貸借権の設定に伴う転用許可申請となっております。

申請者は、貸付人は大字束荷の方で、借受人は三井の方で貸付人の娘夫婦です。また申請のあった土地は、大字束荷地内にある農地で光市役所大和支所から北約 2,700m に位置し、付近は別紙「位置図」のとおりです。地目は田、面積が 339 m<sup>2</sup> の自作地となっております。ここを転用し、自己用住宅を建築したいとのことで申請が出されたものでございます。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

まず「農地の区分」ですが、申請地は、市が定める農業振興地域整備計画の中で農用地区域に指定されている農地です。現在、住宅建築を目的とする農用地区域からの除外を申請中であり、転用行為は除外後施行となります。除外後は、農業公共投資の対象となっている「第 1 種農地」

と考えます。

また、「転用の目的」については、自己用住宅の建築であり、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、農地法施行規則第33条第4号に該当し、第1種農地を転用する場合に許可することができる転用行為であると考えます。

続きまして、「資力及び信用」についてですが、資金計画書から銀行からの借入れを利用するとのことであり、適当と考えます。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地台帳によると利用権設定されておりますが、市の農政担当課に確認したところ、双方同意のうえで解約の手続きを進めているとのことであり、特に問題ないものと考えます。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、許可後から1年以内に完了する計画であり確実であると考えます。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、該当しないと考えます。

また「一体利用地の利用見込み」についても、該当しません。

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、事業計画書、住宅の平面図や立面図等から判断し、基準となる敷地面積、建ぺい率に問題はなく適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、本件は、合併浄化槽により汚水処理する計画であること、また建物の高さも加減していることなどから、周辺農地の日照・通風等についても特に問題ないと考えます。

検討事項についての説明は以上でございます。

なお、この件につきましては地区担当委員の松浦 信行 委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

議長 松浦委員、補足説明をお願いします。

18番 今、事務局から詳しい説明がありましたとおりで、地区担当委員としては特に問題ないと考えております。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。議案第2号の2番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号の2番は原案のとおり決定いたしました。

事務局

続きまして議案第3号「農地法施行細則第6条事業計画変更承認申請に対する承認について」です。

議案の1ページをご覧ください。今月の申請は1件でございます。

では番号1番をご説明いたします。

別紙「位置図」の最後に添付しております、太陽光パネル配置変更前後の図面も併せてご覧ください。

この事案は、平成26年11月28日付けで太陽光発電設備を設置する計画で、農地法第5条の転用許可を受けております。

このたび、発電効率の見直しと管理しやすい配置とするため、太陽光パネルの配置の変更に対し、変更承認申請がなされたものです。

変更前の許可内容については、資料の(変更前)に記載しているとおりでございます。また、今回の変更内容については、下の段の(変更後)に記載しておりますとおりでございます。

なお、この件につきましては地区担当委員の林 清市 委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

林委員、補足説明をお願いします。

5番

今、事務局から詳しい説明がありましたとおりで、地区担当委員としては特に問題ないと考えております。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。

議案第3号の1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は

挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号の1番は原案のとおり決定いたしました。

事務局

続きまして議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について」をご説明します。

光市長から、平成28年9月1日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

別紙の農用地利用集積計画書(案)をご覧ください。

今回は、新規の計画のみで、1件、1筆で面積は1,300㎡となっております。

貸し手、借り手、土地の所在その他、各計画内容につきましては、記載のとおりでございます。

なお、以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。

以上でございます。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

事務局

続きまして報告事項ですが、議案の2ページをご覧ください。

報告第1号「農地法第4条転用届出に係る局長専決処理について」です。

届出の件数は、1件のみでございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

報告第2号「農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について」です。

届出の件数は、1件のみでございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

続きまして報告第3号「非農地証明について」です。

証明願の件数は、2件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

番号1番については農地法第5条転用許可済み、番号2番については、地区担当の委員さんほか2名の委員さんと、事務局1名の計4名で現地調査を行った結果、記載のとおり農地法の適用を受けないものであると認め、証明書を交付しました。

以上、ご報告いたします。

上記は、平成28年9月13日開催の第27回光市農業委員会総会の議事録である。

平成28年 月 日

光市農業委員会 会長 田村 耕一

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

光市農業委員 \_\_\_\_\_ 印

光市農業委員 \_\_\_\_\_ 印